別表 評価基準「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（こ成保第218号）

（法第６条の３第９項に規定する業務（家庭的保育事業）及び法第６条の３第12項に規定する業務（事業所内保育事業）を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る）

　○使用方法

　　施設側　：　立入調査の前に「施設回答」欄に回答を記入してください。

　　調査者　：　立入調査の際に，評価基準の（評価事項）に従い判定し，「実際の指導（口頭・文書）」欄に○を記載して

　　　　　　　　ください。

　○判定の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 判定区分 | 内　　　　　　容 | 指導の基準 |
| Ａ | 指導監督基準を満たしている事項　　　　　　 | － |
| Ｂ | 　指導監督基準を満たしていないが，比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの | 口頭指導 |
| Ｃ | 指導監督基準を満たしていない事項で，Ｂ判定以外のもの | 文書指導 |

○指導の基準

Ｂ判定の事項については口頭指導により対応することとし，Ｃ判定の事項については文書指導により対応することを原則とすること。ただし，Ｂ判定に該当する事項であっても，以前の立入調査において指摘がなされたことがあり，新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合等，児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には，文書指導を行うものとする。

○改善結果

指導事項に対する改善結果を記録するものとし，表記は改善，未改善で記入すること。

 **事業所名**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指導基準 | 調 査 事 項 | 調 査 内 容 | 施　設　回　答 | 評 価 基 準 | 改 善結 果 |
| 評 価 事 項 | 判定区分 | 実際の指導 |
| Ｂ | Ｃ | 口頭 | 文書 |
| 第　１　　保　育　に　従　事　す　る　者　の　数　及　び　資　格 | １　保育に従事する者の数○１人に対して乳幼児３人以　下○家庭的保育補助者とともに保育する場合は，乳幼児５人以下 | 乳幼児の数が保育することができる数以内か。ａ　保育に従事する者が１人で保育している乳幼児の数 | （回答不要） | ・乳幼児数が３人を超えている。 | － | ○ |  |  |  |
| ｂ　保育に従事する者が家庭的保育補助者とともに保育している乳幼児の数 | ・乳幼児数が５人を超えている。 | － | ○ |  |  |  |
| ２　保育に従事する者の有資格者の数〔考え方〕ここでいう有資格者は，保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。 | ａ 保育に従事する者のうち，１人以上は有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であるか。 | ・有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。 | － | ○ |  |  |  |
| ３　保育士の名称 | ａ　保育士でない者を保育士又は保母，保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 | 左記ａについて（使用している・使用していない） | ・左記の事項につき，違反がある。 | － | ○ |  |  |  |

| 指導基準 | 調 査 事 項 | 調査内容 | 施 設 回 答 | 評 価 基 準 | 改 善結 果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評 価 事 項 | 判定区分 | 実際の指導 |
| Ｂ | Ｃ | 口頭 | 文書 |
| 第　２　　保　育　室　等　の　構　造，　設　備　及　び　面　積 | １　保育室等の面積等 | ａ　家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ，乳幼児の保育を適切に行うことができる広さか。 | 保育室実面積（　　　　　　　　　　㎡） | ・乳幼児の保育を適切に行うことができる広さが確保されていない。家庭的保育事業等設備運営基準第22条３人まで 9.9 ㎡程度４人 13.2㎡程度５人 16.5㎡程度 | － | ○ |  |  |  |
| ｂ　調理設備は，当該施設内にあって専用のものであるか。又は，施設外共同使用であるが，必要な時に利用できるか。 | 調理設備の有無（専用・共用・無）調理設備の区画（有・無）区画がある場合，扉は閉めているか。（いる・いない）衛生的な状態を保つよう配慮しているか。（いる・いない） | ・調理設備（施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能）がない。 ・調理設備が，乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 調理機能のみを有している場合にあっても，衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。・区画はあるが，扉が閉められていない等運用面の注意を要する。・衛生的な状態が保たれていない。 原則として，Ｃ判定区分とするが，清掃方法の見直し等軽微な改善指導については，Ｂ判定区分としてよい。 | －－○－ | ○○－○ |  |  |  |
| ２　保育室等の採光及び換気の確保，安全性の確保 | ａ　採光が確保されているか。 | 窓等採光（良い・普通・悪い） | ・窓等採光に有効な開口部がない。 建築基準法第28条第１項及び建築基準法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ，窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の５分の１以上であることが望ましい。 | － | ○ |  |  |  |
| 第　２　　保　育　室　等　の　構　造　設　備　及　び　面　積 |  | ｂ　換気が確保されているか。 | 窓等換気（良い・普通・悪い） | ・窓等換気に有効な開口部がない。 建築基準法第28条第２項の規定（居室の換気）に準じ，窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の１以上であるか，これに相当する換気設備があることが望ましい。 | － | ○ |  |  |  |
|  | ｃ　乳幼児用ベッドの使用に当たっては，同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせていないか。 | ２人以上寝かせることがあるか。（ある・ない） | ・同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせることがある。 | － | ○ |  |  |  |
| ３　便所 （１）便所の手洗設備便所と保育室及び調理設備との区画便所の安全な使用の確保 | ａ　便所用の手洗設備が設けられているだけでなく，衛生的に管理されているか。 ｂ　便所は，乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。 ｃ　便所は保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画され衛生上問題がないか。 | 便所の手洗い設備が設けられているか。（いる・いない）手洗設備は十分に清掃しているか。（実施・未実施）区画しているか。（実施・未実施）十分に清掃しているか（実施・未実施） | ・便所用の手洗設備が設けられていない。 | － | ○ |  |  |  |
| ・手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない，石 けんがない等。） | ○ | － |  |  |  |
| ・便所が，保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画されていない。 | － | ○ |  |  |  |
| ・便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。） | ○ | － |  |  |  |
| （２）便所の数 | ａ　便器の数が，１以上であるか。※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり，共同使用しても必要数を確保でき，衛生上問題ないこと。 | 便器（大）（　　　　　個）　　（小）（　　　　　個） | ・便器が一つもない。 | － | ○ |  |  |  |

| 指導基準 | 調 査 事 項 | 調　査　内　容 | 施　設　回　答 | 評 価 基 準 | 改 善結 果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評 価 事 項 | 判定区分 | 実際の指導 |
| Ｂ | Ｃ | 口頭 | 文書 |
| 　第 ３ 　非 常 災 害 に 対 す る 措 置 　／ 　第 ４ 　保 育 室 を ２ 階 以 上 に 設 け る 場 合 の 条  | 〔考え方〕 保育室等が２階以上にある場合であっても，原則として指導基準第４による評価ではなく，本基準により評価を行うものとする。１（１）消火用具の設置 | ａ　消火用具が設置されているか。 | 左記ａについて・消火器（有効期限　　　　　　）・その他（　　　　　　　　　　） | ・消火用具がない又は消火用具の機能失効。 | － | ○ |  |  |  |
| ｂ　職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。 | 左記ｂについて（知っている・知らない） | ・消火用具の設置場所等につき，周知されていない。 | ○ | － |  |  |  |
| （２）非常口の設置 | ａ　非常口は，火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に，適切に設置されているか。  | 非常口の設置状況（設置・未設置） | ・適切な待避用経路がない。 | － | ○ |  |  |  |
| 　第 ３ 　非 常 災 害 に 対 す る 措 置 　／ 　第 ４ 　保 育 室 を ２ 階 以 上 に 設 け る 場 合 の 条 件 | ２（１）非常災害に対する計画の策定 | ａ　災害の発生に備え，緊急時の対応の具体的内容及び手順，職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 | 左記ａについて（計画を策定している・していない） | ・計画が策定されていない。 | － | ○ |  |  |  |
| （２）避難消火等の訓練の毎月１回以上の実施 | ａ　訓練は毎月定期的に行われているか。※　訓練内容は，消火活動，通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 | 実施回数(年　　　　回)実施日 | ・訓練が１年以内に１回も実施されていない。 ・訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。 | －○ | ○－ |  |  |  |

| 指導基準 | 調 査 事 項 | 調　査　内　容 | 施　設　回　答 | 評 価 基 準 | 改 善結 果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評 価 事 項 | 判定区分 | 実際の指導 |
| Ｂ | Ｃ | 口頭 | 文書 |
| 　　第　５　　保　　育　　内　　容 | １　保育の内容※　保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な保育が行われているか。 | ａ　乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し，保育内容を工夫しているか。 |  | ・左記ｂ～ｄの事項を満たしていること。（実際の指導等は，ｂ～ｄの事項について，それぞれ実施する。） | － | － | － | － |  |
| ｂ　乳幼児が安全で清潔な環境の中で，遊び，運動，睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように，十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。（ａ）カリキュラムが，乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。 （ｂ）必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし，身体の清潔が保たれているか。（ｃ）沐浴，外気浴，遊び，運動，睡眠等に配慮しているか。（ｄ）外遊び等，戸外で活動できる環境が確保されているか。 | デイリープログラム（ある・ない）入所乳幼児の取扱い（入浴・清拭・無）幼児の屋外遊戯（実施・未実施）乳児の外気浴（実施・未実施） | ・デイリープログラム等が作成されていない。 ・汚れたときの処置が不適当。（特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。）・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児）・外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児）（特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。） | －○○○ | ○－－－ |  |  |  |
| 　　第　５　　保　　育　　内　　容 |  | ｃ　漫然と乳幼児にテレビを見せ続ける等，乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 | 左記ｃについてテレビやビデオを見せ続け ている。（いる・いない）一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっている。（いる・いない） | ・テレビやビデオを見せ続けている。・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。（特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。） | ○○ | －－ |  |  |  |
| ｄ　必要な遊具，保育用品等が備えられているか。※　テレビは含まない。 | 左記ｄについて（玩具・絵本・机・椅子・楽器・他） | ・遊具がない。 ・遊具につき，改善を要する点がある。年齢に応じた玩具が備えられていない，衛生面に問題がある等。・大型遊具を備える場合にあっては，その安全性に問題がある。 | －○－ | ○－○ |  |  |  |
| 第　５　　保　　育　　内　　容 | ２　保育に従事する者の保育姿勢等（１）保育に従事する者の人間性と専門性の向上 | ａ　乳幼児の最善の利益を考慮し，保育サービスを実施する者として，適切な姿勢であるか。特に，施設の運営管理の任にあたる施設長については，その職責にかんがみ，資質の向上，適格性の確保が求められること。ｂ　保育所保育指針を理解する機会を設ける等，保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。 | 研修内容 | ・施設内研修の機会を設ける等，保育に従事する者の質の向上に努めていない。 | ○ | － |  |  |  |
| （２）乳幼児の人権に対する十分な配慮 | ａ　乳幼児に身体的苦痛を与えることや，人格を辱めることがない等，乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 | 左記について・職員で話し合っている。・研修に取り上げている。 | ・配慮に欠けている。 （例）しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いわゆるネグレクトや差別的処遇，言葉の暴力等による心理的苦痛を与えている。　等 | － | ○ |  |  |  |
| （３）児童相談所等の専門的機関との連携 | ａ　入所（利用）乳幼児について，虐待等不適切な養育が疑われる場合に，児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。※　虐待が疑われる場合だけでなく，心身の発達に遅れが見られる場合，社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても，専門的機関に対し適切な連絡に努めること。 | 虐待的不適切な養育が疑われるケースがあるか。（ある・ない）上記のようなケースがある場合，専門機関へ通告しているか。（いる・いない） | ・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 | － | ○ |  |  |  |
| 第　５　　保　　育　　内　　容 | ３　保護者との連絡等 （１）保護者との密接な連絡を取り，その意向を考慮した保育の実施 | ａ　連絡帳又はこれに代わる方法により，保護者からは家庭での乳幼児の様子を，施設からは施設での乳幼児の様子を，連絡しているか。 | 保護者との連絡方法・施設だより・連絡帳の活用・送迎時に伝言を実施・掲示板の活用・緊急連絡表の活用・その他（　　　　　　　　　　） | ・可能な限り，保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。 | ○ | － |  |  |  |
| （２）保護者との緊急時の連絡体制 | ａ　緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され，全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。※　消防署，病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。 | 保護者の緊急連絡表が整備されているか。（いる・いない）消防署，病院等の連絡先一覧表はあるか。（ある・ない） | ・保護者の緊急連絡表が整備されていない。 | － | ○ |  |  |  |
| （３）保育室の見学 | ａ　保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には，乳幼児の安全確保等に配慮しつつ，保育室等の見学が行えるよう適切に対応しているか。 | 左記について対応しているか。（いる・いない） | ・保護者等からの要望があった場合に，乳幼児の安全確保，保育の実施等に支障のない範囲であっても，これらの要望に適切に対応していない。 | ○ | － |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 指導基準 | 調 査 事 項 | 調　査　内　容 | 施　設　回　答 | 評 価 基 準 | 改 善結 果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評 価 事 項 | 判定区分 | 実際の指導 |
| Ｂ | Ｃ | 口頭 | 文書 |
| 　　第　６　　給　　食 | １　衛生管理の状況 調理設備，調理，配膳，食器等の適切な衛生管理※食事内容等については，「保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年３月厚生労働省）」を参考とすること。 | ａ 食器類，ふきん，まな板，鍋等はよく洗い，十分に殺菌したものを使用しているか。また，哺乳ビンは使用するごとによく洗い，滅菌しているか。 | 左記ａについて（実施・未実施） | ・使用するごとによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。 | － | ○ |  |  |  |
| ｂ　調理設備が清潔に保たれているか。ｃ　調理方法が衛生的であるか。ｄ　配膳が衛生的であるか。 | 左記ｂ，ｃ，ｄについて衛生面に配慮しているか。・調理設備（　　　　　　　　　　）・調理方法（　　　　　　　　　　）・配膳（　　　　　　　　　　） | ・汚れている。残飯等が放置されている。・不適切な事項がある。 | －○ | ○－ |  |  |  |
| ｅ　食事時，食器類や哺乳ビンは，乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。 | 左記ｅについて・共用している・共用していない | ・（十分な消毒がなされずに）共用されることがある。 | ○ | － |  |  |  |
| ｆ　原材料，調理済み食品（持参による弁当，仕出し弁当，離乳食も含む。）について腐敗，変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適当な措置を講じているか。 | 左記ｆについて冷凍又は冷蔵設備等はあるか。（ある・ない） | ・冷凍又は冷蔵設備等がない。その他，食品の保存に関し，不適切な事項がある。 | －※　衛生管理については，「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年６月16日付け生食発0616第１号通知）」「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の防止について（平成９年６月30日付け児企第16号）」，「児童福祉施設における食事の提供ガイド（平成22年３月厚生労働省）」，「乳児用調整粉乳の安全な調乳，保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）」,「HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（公益社団法人日本食品衛生協会作成・平成31年）」等を参考とすること。 | ○ |  |  |  |
| 　　第　６　　給　　食 | ２　食事内容等の状況（１）乳幼児の年齢や発達，健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容 | ａ　乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 | 左記ａについて（実施・未実施） | ・配慮されていない。 | － | ○ |  |  |  |
| ｂ　健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。 | 左記ｂについて（配慮・未配慮） | ・配慮されていない。 | － | ○ |  |  |  |
| 〔市販の弁当等の場合〕ｃ　乳幼児に適した内容であるか。 | 左記ｃについて（配慮・未配慮） | ・配慮されていない。 | － | ○ |  |  |  |
| ｄ　乳児にミルクを与えた場合は，ゲップをさせる等の授乳後の処置が行われているか。また，離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。 | 左記ｄについて（配慮・未配慮） | ・乳児に対する配慮が適切に行われていない。 | － | ○ |  |  |  |
| （２）献立に従った調理 | ａ　食事摂取基準，乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により，一定期間の献立表を作成し，この献立に基づき調理がされているか。 | 献立を作成しているか。（いる・いない）この献立に基づき調理しているか。（いる・いない） | ・献立が作成されていない。 ・献立に従った調理が適切に行われていないことがある。 | －○ | ○－ |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 指導基準 | 調 査 事 項 | 調　査　内　容 | 施　設　回　答 | 評 価 基 準 | 改 善結 果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評 価 事 項 | 判定区分 | 実際の指導 |
| Ｂ | Ｃ | 口頭 | 文書 |
| 第７　　健　康　管　理　・　安　全　確　保 | １　乳幼児の健康状態の観察登園，降園の際，乳幼児一人一人の健康状態の観察 | ａ　登園の際，健康状態の観察及び，保護者からの乳幼児の報告を受けているか。※　体温，排便，食事，睡眠，表情，皮膚の異常の有無，機嫌等 | 登園時の健康状態の観察（体温・排便・食事・睡眠・表情・皮膚の異常・機嫌）保護者からの報告を受けているか。（いる・いない） | ・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。 | ○○ | －－ |  |  |  |
| ｂ　降園の際，登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 | 降園時の健康状態の観察（服装・外傷・清潔）保護者に報告しているか。（いる・いない） | ・十分な観察が行われていない。・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。 | ○－ | －○ |  |  |  |
| ２　乳幼児の発育チェック | ａ　身長や体重の測定等，基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。 | 左記ａについて・毎月実施・数カ月に１回実施・未実施 | ・基本的な発育チェックを全く行っていない。・基本的な発育チェックを毎月行っていない。 | －○ | ○－ |  |  |  |
| ３　乳幼児の健康診断継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び１年に２回，学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施［考え方］３ａ，ｂについては在籍児童全員が実施していることを求めるものであるが，各施設の状況を鑑みて在籍児童に対しておおむね実施されている状況をもって「適」と自治体が個別判断することも可。 | ａ　乳幼児の健康状態の確認のため，入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し，未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。 | 左記ａについて・利用開始前施設で実施・利用開始後施設で実施・診断書の提出・母子健康手帳の写し・未実施 | ・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし，保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は，これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。 | － | ○ |  |  |  |
| 第７　　健　康　管　理　・　安　全　確　保 |  | ｂ　１年に２回の健康診断が実施されているか。（おおむね６月毎に実施）※　施設において直接実施できない場合は，保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し等の提出を受けること。 | 左記ｂについて・１年に２回実施・１年に１回実施・診断書の提出・母子健康手帳の写し・未実施 | ・全く実施されていない。・１年に１回しか実施していない。・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。 | －○○ | ○－－ |  |  |  |
|  | ｃ　入所（利用開始）後の乳幼児の体質，かかりつけ医の確認， 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し，全ての保育に従事する者への周知が行われているか。 | 病院関係の一覧の作成（実施・未実施）職員への周知徹底（実施・未実施） | ・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。 | －○ | ○－ |  |  |  |
| ４　職員の健康診断 | ａ　職員の健康診断を労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則に基づき採用時及び１年に１回実施しているか。 | 左記ａについて・施設で実施・診断書の提出・未実施 | ・実施されていない。 | － | ○ |  |  |  |
| ｂ　調理に携わる職員には，おおむね月１回検便を実施しているか。 | 左記ｂについて・おおむね月１回実施・未実施 | ・実施されていない。 ・おおむね月１回の検便が実施されている状況にない。 | －○ | ○－ |  |  |  |

| 指導基準 | 調 査 事 項 | 調　査　内　容 | 施　設　回　答 | 評 価 基 準 | 改 善結 果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評 価 事 項 | 判定区分 | 実際の指導 |
| Ｂ | Ｃ | 口頭 | 文書 |
| 第７　　健　康　管　理　・　安　全　確　保 | ５　医薬品等の整備 | ａ　必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。※　最低限必要なもの：体温計，水まくら等，消毒薬，絆創膏類 | 備えられている医薬品・体温計・水まくら等・消毒液・絆創膏 | ・左記の最低限必要な医薬品，医療品がない。 | ○ | － |  |  |  |
| ６　感染症への対応※感染症への対応については，保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）（平成30年３月厚生労働省）を参考とすること。 | ａ　感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については，かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。 | 左記ａについて・保護者に指示している。・保護者に指示していない。 | ・対応が適切ではない。 | － | ○ |  |  |  |
| ｂ　再登園時には，かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出等，かかりつけ医による判断の確認について，保護者の理解と協力を求めているか。 | 左記ｂについて・書面の提出を求めている。・保護者に委ねている。 | ・治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。 | ○ | － |  |  |  |
| ｃ　歯ブラシ，コップ，タオル，ハンカチ等は，一人一人のものが準備されているか。 | 左記ｃについて・一人一人のもの使用・共用 | ・洗浄，洗濯等を行わないまま共用している。 | ○ | － |  |  |  |
| 第７　　健　康　管　理　・　安　全　確　保 | ７　乳幼児突然死症候群に対する注意 | ａ　睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 | 左記ａについて・よく観察している。（呼吸確認表等を作成）・在室しているが，あまり観察していない。・在室していない。 | ・保育室に職員が在室していない等，乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。 | － | ○ |  |  |  |
|  | ｂ　乳児を寝かせる場合には，仰向けに寝かせているか。※　窒息リスク除去の観点から，医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は，乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であることから，うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど，乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 | 左記ｂについて・仰向けに寝かせている。・特に配慮していない。 | ・乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。 | － | ○ |  |  |  |
|  | ｃ　保育室では禁煙を厳守しているか。 | 左記ｃについて・禁煙している。・喫煙している。 | ・保育室内で喫煙している。 | － | ○ |  |  |  |
| 第７　　健　康　管　理　・　安　全　確　保第７　　健　康　管　理　・　安　全　確　保 | ８　安全確保※施設の安全確保，安全計画の作成等については，教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年３月内閣府，文部科学省，厚生労働省），認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等ついて（令和４年12月16日　厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室　事務連絡）を参考にすること。※事故報告については，「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日付け府子本第912号等通知，29初幼教第11号，子保発1110第１号，子子発1110第１号，子家発1110第１号通知）を参照すること。※アレルギーの対応については，「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成31年４月厚生労働省）」を参考とすること。 | ａ　施設の設備の安全点検，職員，児童などに対する施設外での活動，取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し，当該安全計画に従い，乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。 | 安全計画（策定・未策定）安全計画に基づく乳幼児の安全の確保に向けた保育（実施・未実施） | ・安全計画が作成されていない・保育室だけでなく，乳幼児の出入りする場所に危険物防止に対する十分な配慮がされていない。 | －○ | ○－ |  |  |  |
| ｂ　職員に対し，安全計画について周知されているとともに，安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。 | 職員に対する周知（している・していない）研修（実施・未実施）訓練（実施・未実施） | ・職員に対し，安全計画について周知されていない。・安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。 | －－ | ○○ |  |  |  |
| ｃ　保護者に対し，安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 | 保護者に対する周知（している・していない） | ・保護者に対し，安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 | － | ○ |  |  |  |
| ｄ　事故防止の観点から，その施設内の危険な場所，設備等に対して適切な安全管理を図っているか。 | 事故防止の囲障の設置（設置・未設置） | ・施設内の危険な場所，設備等への囲障の設置がない。 | － | ○ |  |  |  |
| ｅ　プール活動や水遊びを行う場合は，監視体制の空白が生じないよう，専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し，その役割分担を明確にしているか。 | 左記ｅについて・分けて配置している・分けて配置していない | ・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。 | ○ | － |  |  |  |
|  | f　児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し，誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること，また，食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 | 誤嚥等による窒息のリスクとなるもの・除去している・除去していない食物アレルギーのある子どもの食事・配慮している・配慮していない | ・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや，食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。 | － | ○ |  |  |  |
| ｇ　窒息の可能性のある玩具，小物等が不用意に保育環境下に置かれていないか等について，保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。 | 左記ｇについて（実施・未実施） | ・定期的な点検が行われていない。 | － | ○ |  |  |  |
| h　不審者の立入防止等の対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。 | 施錠について（施錠・未施錠）緊急時の対策・不審者の立入防止・乳幼児の安全確保 | ・囲障はあるが，施錠等が不十分。 | ○ | － |  |  |  |
| ｉ　児童の施設外での活動，取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは，児童の乗車及び降車の際に，点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により，児童の所在を確認しているか | 児童の所在の確認（している・していない | ・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により，児童の所在が確認されていない。 | － | ○ |  |  |  |
| 第７　　健　康　管　理　・　安　全　確　保 |  | ｊ　児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは，当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え，これを用いてｉに定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。 | ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（備えている・備えていない）児童の降車の際に，当該装置を用いた所在の確認（している・していない）※該当なしの場合は,回答不要。 | ・当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。・児童の降車の際の確認にあたり，当該装置を用いていない。 | ○○ | －－ |  |  |  |
| ｋ　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう，訓練を実施しているか。 | 事故発生時の対応訓練救命処置訓練（実施・未実施） | ・定期的な訓練が実施されていない。 | － | ○ |  |  |  |
| ｌ　賠償責任保険に加入する等，保育中の万が一の事故に備えているか。 | 保険の加入（加入・未加入） | ・賠償すべき事故が発生した場合に，損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。 | － | ○ |  |  |  |
| ｍ　事故発生時には速やかに当該事実を市に報告しているか。 | 事故報告の有無（あり・なし） | ・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和５年４月１日こ成安第２号通知）に基づく報告が行われていない。 | － | ○ |  |  |  |
| ｎ　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 事故報告書（あり・なし）ヒヤリハット報告書（あり・なし） | ・事故が発生した施設において，当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。 | － | ○ |  |  |  |
| ｏ　死亡事故等の重大事故が発生した施設については，当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 | 同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置（とっている・とっていない） | ・死亡事故等の重大事故が発生した施設において，当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。 | － | ○ |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 指導基準 | 調 査 事 項 | 調　査　内　容 | 施　設　回　答 | 評 価 基 準 | 改 善結 果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評 価 事 項 | 判定区分 | 実際の指導 |
| Ｂ | Ｃ | 口頭 | 文書 |
| 第　８利　　用　　者　　へ　　の　　情　　報　　提　　供第　８利　　用　　者　　へ　　の　　情　　報　　提　　供 | １　施設及びサービスに関する内容の掲示 | 以下の事項について，施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているかａ　設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名ｂ　建物その他の設備の規模及び構造ｃ　施設の名称及び所在地ｄ　事業を開始した年月日ｅ　開所している時間ｆ　提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由（注：利用料の変更に関し掲示が適切になされているか，保護者への説明がなされているかについて，指導助言を行うこと。）ｇ　入所（利用）定員ｈ　保育士その他の職員の配置数又はその予定ｉ　設置者及び職員に対する研修の受講状況ｊ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類，保険事故及び保険金額ｋ　提携している医療機関の名称，所在地及び提携内容ｌ　緊急時における対応方法（関係機関の連絡先，保護者との連絡方法等）ｍ　非常災害対策（関係機関の連絡先，保護者との連絡方法，避難訓練の実施状況，避難場所や避難方法等）ｎ　虐待の防止のための措置に関する事項（研修の実施状況，マニュアルの作成状況等）ｏ　設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には，その命令の内容を含む。） | 左記ａ～ｏの事項について・すべて掲示している。・一部掲示している。 | ・全く掲示されていない。・左記ａ～ｏの事項につき，掲示内容又は掲示の仕方が不十分。・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。・「ここdeサーチ」に左記ａ～ｎの事項につき，掲載がない項目がある又は内容が不十分。 | －○－○ | ○－○－ |  |  |  |
| 第　８利　　用　　者　　へ　　の　　情　　報　　提　　供 | ２　サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 | 以下の事項について，利用者に書面等による交付がされているか。ａ　設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地ｂ　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項ｃ　施設の名称及び所在地ｄ　施設の管理者の氏名ｅ　当該利用者に対し提供するサービスの内容ｆ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類，保険事故及び保険金額ｇ　提携する医療機関の名称，所在地及び提携内容ｈ　利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 | 左記ａ～ｈについて・書面等を交付してる・書面等を交付してない | ・書面等により交付されてない。・左記ａ～ｈの事項につき，交付内容が不十分。 | －○ | ○－ |  |  |  |
| ３　サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明 | 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について，適切に説明が行われているか。 | 説明が行われているか（いる・いない） | ・説明が行われていない。・説明はされているが，内容が不十分。 | －○ | ○－ |  |  |  |
| 　　第　９　　備　　え　　る　　帳　　簿 | １　職員に関する帳簿等の整備 | ａ　職員の氏名，連絡先，職員の資格を証明する書類（写），採用年月日等が記載された帳簿等があるか。 | 左記ａについて・全て整備している・一部整備している・未整備 | ・確認できる帳簿等が備えられていない。・整備内容が不十分。 | －○ | ○－ |  |  |  |
| ｂ　労働基準法等の他法令に基づき，事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。・労働者名簿（労働基準法第107条）・賃金台帳（労働基準法第108条）・雇入，解雇，災害補償，賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条） | 左記ｂについて備え付けているか・労働者名簿・賃金台帳・雇入，解雇，災害補償賃金その他労働関係に関する重要な書類 | ・左記の帳簿等の整備状況が不十分。 | － | ○ |  |  |  |
| ２　在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備 | ａ　在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名，乳幼児の生年月日及び健康状態，保護者の連絡先，乳幼児の在籍（利用）記録及び契約内容等が確認できる帳簿等があるか。 | 左記ａについて・全て整備している・一部整備している・未整備 | ・確認できる帳簿等が備えられていない。・整備内容が不十分。 | －○ | ○－ |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |